

# 資料4

## 「森林関係の地球温暖化対策を考える会」について

エネルギー・環境会議での平成25年以降の地球温暖化対策とりまとめや税制改正の議論に向けて、森林吸収源対策等の森林関係の取組の重要性、財源確保の必要性について、幅広い視点で考えアピールする必要。

このため、有識者からなる「森林関係の地球温暖化対策を考える会」（座長：岡田秀二岩手大学教授）を本年4月から6月まで開催。その議論を踏まえ、同会としての考え方を決議文「日本の森林非常事態宣言」としてとりまとめ、7月20日に公表。

### <決議文のポイント>

1. 2013年以降も、地球温暖化問題に最大限の取組を行う。

- ① 必要な森林整備・保全を行いCO<sub>2</sub>の吸収量3.5%を確保
- ② 国産材を最大限に活用し、CO<sub>2</sub>排出抑制の役割を果たす
- ③ 違法伐採問題に対処するため輸入材の合法性証明を一層厳格に行う

2. 以下の施策を実行すること。

- ① 林業再生による森林整備の継続のための施策
- ② 国産材利用のエコポイントの創設等、消費者サイドの視点を踏まえた木材の利用拡大を実現する施策
- ③ 山村（中山間地域）の維持・活性化を図るための施策

3. 以上の施策実行に必要な財源を確保すること。

税制のグリーン化を行うこと、「地球温暖化対策のための税」については、森林吸収源対策や木材利用対策への活用等を実現すること。地方財源を確保・充実する仕組みを構築すること。

4. 国民、とりわけ次世代を担う子ども達の理解を得ることが重要。そのための情報発信や植林体験・森林環境学習等の取組を実行すること。

## <委員>

赤池 学 (ユニバーサルデザイン総合研究所所長)  
榎本 長治 (山長商店代表取締役)  
(座長) 岡田 秀二 (岩手大学教授)  
草野 満代 (フリーアナウンサー)  
佐竹 敬久 (秋田県知事、全国知事会)  
杉本 博文 (福井県池田町長、全国町村会副会長)  
須田 健治 (埼玉県新座市長、全国市長会副会長)  
高成田 享 (仙台大学教授)  
沼田 早苗 (写真家)  
能勢 秀樹 (住友林業株式会社顧問)  
林 正博 (前全国森林組合連合会代表理事長)  
速水 亨 (速水林業代表)  
宝月 岱造 (東京大学名誉教授)  
宮林 茂幸 (東京農業大学教授)  
米倉 久邦 (ジャーナリスト)  
涌井 史郎 (東京都市大学教授)

## <スケジュール>

4月 3日 第1回会議開催

5月 24日 第2回会議開催

6月 28日 第3回会議開催

7月 20日 決議文公表

本年夏（目途） 革新的エネルギー・環境戦略 策定

8月末 25年度概算要求、25年度税制改正要望

## 日本の森林非常事態宣言

平成24年7月20日

森林関係の地球温暖化対策を考える会

日本の森林は、危機状況にある。

森林は国土の7割近くを占める国土空間そのものであり、国民最大の資産であるが、その森林が、今まさに、国民一人一人の生活防衛に欠かせない役割を発揮していくかの瀬戸際に立たされている。

時あたかも大気中のCO<sub>2</sub>濃度が上昇を続け、今般の原発事故で化石燃料への依存回帰が懸念され、現実に消費が急増している中、地球温暖化防止・低炭素社会の実現に向けて、森林への期待は最高度に高まっている。

森林の役割は、奥山から里山に至るまで、様々な樹種や生育段階からなる多様な森林が健全に成長と更新を続け、森林環境が保全されてこそ発揮できる。

森林の健全な成長、木を植え、育て、伐って利用し、また植えるというサイクルは林業そのものであり、木材の国民的利用と山村に住む人々によって支えていかなければならない。

ところが、林業の経済的条件は未整備で、山村は少子高齢化の極みにあり、共に崩壊の危機に瀕している。

今、ここで、木材の利用拡大を含め林業の確立に向け国民全体で取り組まなければ、山村は崩壊し、日本の森林は荒廃へと突き進み、子々孫々にわたるまで大きな禍根を残すことになる。

政府も、「森林・林業再生プラン」に沿って森林・林業基本計画を閣議決定し、森林・林業を再生させ、森林の役割発揮と、山村の活性化につなげるとしているが、財源の裏付けが十分ではない。このままで「森林・林業再生プラン」、森林・林業基本計画を絵に描いた餅とすることは断じて許されない。

我々「森林関係の地球温暖化対策を考える会」一同は、ここに日本の森林が非常事態にあること、森林が地球温暖化防止など重要な機能を発揮し続けていくために、国、地方、国民一人一人がそれぞれの役割を果たし、下記の諸点を急ぎ実行しなければならないことを宣言する。

## 記

1. 2013 年以降も、地球温暖化問題に最大限の取組を行う。そこでは、

- ① 必要な森林整備・保全を行い、大気中の CO<sub>2</sub> の吸収量 3.5% を確保するとともに、将来にわたって大気中の CO<sub>2</sub> 濃度の維持・低減をすること
- ② 住宅、家具、バイオマスエネルギー等で国産材を最大限に活用し、CO<sub>2</sub> 排出抑制の役割を果たすこと
- ③ 温暖化対策として違法伐採問題に対処するため、輸入材の合法性証明を一層厳格に行うこと

\* 国産材活用の効果

- ・ 住宅等に利用すれば、製造時に CO<sub>2</sub> を大量に排出する鉄、コンクリート等を利用した場合に比べ、CO<sub>2</sub> の排出量が少なくなる。
- ・ バイオマスをエネルギーに利用すれば、化石燃料（石油、石炭等）の消費が減り、CO<sub>2</sub> の排出量が少なくなる。
- ・ 販売収入により森林整備が可能になり、CO<sub>2</sub> の吸収につながる。

2. そのため、以下の施策を実行すること。

- ① 森林の管理・利活用の基盤となる路網整備を急ぐこと等、林業再生による森林整備の継続のための施策
- ② 需要拡大の起爆剤となる国産材利用のエコポイントの創設、輸出の拡大等、住宅メーカー・工務店・消費者サイドの視点を踏まえた木材の利用拡大を実現する施策
- ③ 林業の再生と併せて、里山の再生や地域資源を活かした地域振興のモデルづくりを行う等、森林整備の基盤である山村（中山間地域）の維持・活性化を図るための施策

\* エコポイントの効果

家電エコポイント制度（H21 年 5 月～H23 年 3 月）では、対象家電製品の出荷台数が大きく伸長。

エアコン +21%、冷蔵庫 +9% （H21 から H22 の増加割合）

3. 以上の施策実行には、今まで以上の予算措置が必要であり、必要な財源を確保すること。

環境負荷に応じた税の差別化を図る税制のグリーン化を行うこと、本年 10 月に導入される「地球温暖化対策のための税」については、森林吸収源対策や木材利用対策への活用等を実現すること。

また、森林の整備・保全、山村の活性化等の地球温暖化対策に資する諸施策を地域において主体的・総合的に進めるため、地方財源を確保・充実する仕組みを構築すること。

\* 「地球温暖化対策のための税」を活用し排出抑制対策を実施するエネルギー対策特別会計では多額の剰余が発生し続いている。

・ エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の剰余金額（決算）  
(単位：億円)

3,691(H17) 2,649(H18) 3,012(H19) 2,530(H20) 2,412(H21)

(出典) H22.10 事業仕分け 経産省提出資料

4. 国民共通の財産である森林が、地球温暖化防止等の役割を果たし続けていくには林業再生が必要であることについて、国民、とりわけ次世代を担う子ども達の理解を得ることが重要である。そのための情報発信や植林体験・森林環境学習等の取組を実行すること。

国民一人一人が森林の状況について危機意識を持ち、生活の中で国産材の利用に努めること、次世代に森林の大切さを伝えること等、自らできることを実行すること。